

## ◎整備事業計画概要の提出について

### 1 提出書類 (以下の書類をファイルにして提出すること。)

	提出書類	提出部数
1	介護医療院 整備事業計画概要【別紙様式】 ※ 消費税は、10%を見込むこと	1部
2	直近3か年の決算書類 ①貸借対照表、②勘定科目別明細書、③損益計算書 (④キャッシュフロー計算書※作成の場合)	
3	①配置図②平面図 ③案内図(最寄駅から建設予定地までの交通機関等を表示すること) ④公図(計画地をマーキングすること) ※平面図には部屋ごとに面積(壁芯と内法)が記入されていること。(内法面積はかつこ書き)	
4	補助対象法人審査要領 ※審査基準欄をチェックの上、提出	
5	介護医療院に係る施設・人員等の審査基準	
6	登記事項証明書(原本) ①計画地のもの(必須) ②既存運営施設のもの(東京都の補助財産の場合)	

### 2 確認事項

- 必ず区市町村担当者と事前に協議をしてください。
- 提出前に必ず、補助対象法人審査要領及び施設・人員等の審査基準の適合状況について確認してください。⇒各項目のチェック欄□について、適合しているものにチェックすること。
- 提出前に不明な点がある場合など事前相談にも対応します(担当が不在の場合もありますので、来庁される場合は、事前にアポイントメントを取ってください)。協議の主体は法人です。設計・コンサルタント会社等のみとの協議は行いません。
- 都に提出する前に、必ず計画地の区市町村にも同じものを提出してください。
- 提出の際には、必ず事前に電話にて日時調整のうえ、ご来庁いただき概要説明をお願いします。
- 提出期限日に関わらず、早めにご提出ください。
- 提出のあと、計画地の区市町村立会いの下、現地調査及びヒアリングを実施します。
- 本概要提出のあと、正式な「整備計画書」を提出していただきます。(提出書類については、整備事業計画概要の提出後に、提示します。)それまでに、①関係機関との調整、②地元自治会・住民等への説明・同意取得(転換創設・転換改築の場合)、③福祉医療機構への融資相談・銀行の融資確約、④資金計画、⑤基本設計、などが必要になります。

3 提出締切 転換創設・転換改築・転換ユニット化改修 2019年7月19日(金)  
転換改修 随時受付

4 提出先 東京都福祉保健局 高齢社会対策部 施設支援課 施設整備担当  
老健整備担当:03-5320-4266